平成２７年（フ）第４３号
広島県福山市手城町２丁目１番15号
債務者　石田　祐介
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４４号
広島県福山市手城町２丁目１番15号
債務者　石田　良子（旧姓市本）
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市石谷町2366番地182　リブコートⅡ102号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市石谷町2185番地11
債務者　中城　一浩
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市三春町４丁目51番地　ＢＬＤ．ＹＣ302
債務者　菊田　満宏
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７３号
神奈川県秦野市平沢1105番地の１　ボヌール秦野Ⅰ112号、前住所神奈川県秦野市名古木130番地の11
債務者　丸山　　学
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２２号
神奈川県小田原市飯泉1238番地の７
債務者　戸篠喜代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１５８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地68　御幸ヶ原コーポ105、前住所栃木県宇都宮市一ノ沢町285番地６　シャトーグローバルＡ102
債務者　安藤　卓也
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０３号
岡山市中区藤崎475―９　藤崎ハイツ２号室、住民票上の住所岡山市南区宮浦878番地
債務者　清水和加子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３号
岡山市中区藤崎704番地３ボヌールみつまた１－３－１
債務者　鈴木　靖正
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
大分県中津市大字植野2007番地１　ユリシス弐番館202
債務者　西澤　浩一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午後１時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１４７号
東京都足立区千住緑町１丁目23―33―205
債務者　吉田　和弘
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９１号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―1103
債務者　柳瀬　廣輔
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２１０号
東京都練馬区石神井台８丁目23―49
債務者　佐々木　悟
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３８号
東京都世田谷区赤堤５丁目28―５―201
債務者　松山　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２４１号
千葉県松戸市岩瀬91―２―103
債務者　**椙**木　俊一
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２４２号
東京都葛飾区奥戸２丁目34―21　ガーデンシティ21―203
債務者　坂田　勝也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部